

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

山 田 正 範

一 はじめに

ニ ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」

三 ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」の分析

一 はじめに

以下になされるのはH・H・ブルーン(H. H. BRUHN)の「マックス・ウェーバーの方法論における科学・価値・政治 Science, Values and politics in Max Weber's Methodology」(一九七二年)の第三章「科学的研究の対象としての価値。価値分析。Values as an object of scientific inquiry: value analysis」の紹介と、その検討である。

ウェーバーの価値分析論は、単に彼の学問方法論の一つというにとどまらない、より重要な問題と直接結びついているものである。価値分析それ自体の内容は、もちろん政策学という個別分野と関係しているが、その限界の考察は、科学が、(ウェー

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

バーの「科学論」の立場からいうと)次元を異にする「価値判断」というものに対して、何をなすのかという、いわば学問の実践的意義の検討と直結し、更にそのことを通して、ウェーバーの「責任倫理」「心情倫理」の理解に関係しているのである。一般に「立場」の何を学問によって支えうるのか、学問の与えるものうち何を自己の行動の根拠に含みうるか、どこから自律的な「決断」が始まるのか——行為の倫理はこのような考察を内包しているのである。

このような科学の一般的意味と結びついているウェーバーの価値分析論を、詳細に、そして手際よく分析したのがブルーンの書物なのである。それは非常によく出来たものであり、二次文献(研究書)というものの意義が、原典の単なる祖述などではなく(それならば基本的には、原典のみで足りる)、まさに原典が言外に暗黙の前提としていることを取り出し、より一層の理解のために内容を整理し、そこから帰結することを過不足なく定

式化することにある、ということを変更して教えるものである。例えば価値論的価値分析の説明において、垂直的価値構造とか水平的価値分析とかの独自の呼び方を用いてウェーバーの説明を整理していく仕方、あるいは結合的価値分析という形で、価値論的価値分析、目的論的分析と区別された価値分析が独立に論じられて、価値分析作業全体が何を志向したものが明らかにされる、ということである。紹介・検討する意味があると考えるのはそのためである。（なおブルーンの経歴・業績等については、本稿脱稿の時点までは残念ながら知識を得られなかった。私はブルーンの本の全体を同じような形式で紹介・検討して行く予定なので、右の点については知識を得た時点で紹介することにした。）

第三章の紹介・検討に入る前に、ブルーンの書物全体の、目的・主題・構成について一応説明しておきたい。

ブルーンによれば、本書の目的は、ウェーバーの思想に対する態度決定とか、より一層の展開とかではなく、彼の思想をそれ自体を、できる限り客観的に「提示・註釈 (exposition and exegesis)」（p.3）しようという、慎重しいものである。しかしこの作業は、ウェーバー研究の現状において一定の意義をもつだろう、とブルーンは言う。というのは、ウェーバーの死後半世紀にわたって行われてきたウェーバー研究の蓄積の結果、今や「ウェーバー自身が、参考文献と注釈の山に隠れてしまうかのように見える (Weber himself occasionally seem to vanish behind

a mountain of references and commentaries)」（同右）ほどである。汗牛充棟。従ってここで改めて、ウェーバー自身のテキストに直接あたってみることで、「彼が実際に言ったこと、またおそらく言わんとしたこと (what Weber actually said, and perhaps what he actually meant)」（同右）を明らかにすることには意味があるだろう、ということなのである。

もちろん、このように常に原典に立ち戻るといふ作業が、学問研究においておろそかにされてはならぬことであることは言うまでもない。しかしその作業が、学問の世界のルーティン化した作業にとどまらず、真に意味のあるものになるのは、何よりもそのテキストが、現在に生きている場合である（現代的意義）。そしてブルーンによれば、まさしくウェーバーにそれがあてはまるという。ウェーバーの論じた問題は今なお論議のまどであり、その「議論と解答は刺激とインスピレーションを与える力をほとんど失っていない (his own arguments and solutions have lost little of their capacity to provoke and inspire)」。要するに「不思議なまどに現代的な思想 (strangely modern quality of his thought)」（p.4）なのである。

次にブルーンの主題は、ウェーバーの純方法論的議論を、ただしその中の「学問と価値の関係 (the relations of science and values)」についての思想のみを検討することである。しかし、これは決して任意の選択ではない。というのは、何よりも「価値と学問という主要二概念が彼の方法論——のみならず

経験科学においてもまた——基本的な相関関係をなしている (The two main concepts, "science" and "values", are fundamental co-ordinates of Weber's methodology, in fact of his scientific work together) (p.5) ことを明らかにしようという意図に由る主題の限定なのである。更にブルーンは、この相関関係がウェーバーの生の本質と結びついたものでもあることを指摘する。「ウェーバー自身の外的・内的な生は、根本において学問的観照と政治的行動の関係が定義するところの場に、深く影響されつた (Weber's own inner and outer life is profoundly influenced by the field of force defined by the relations of scientific contemplation and political action)」(同右)と云う。このような理由から彼は学問と価値と云う「本質的二分法(essential dichotomy)」(同右)によってウェーバーの方法論を考察しようとするわけである。

最後に本書全体の構成について。ブルーンはまず、自明のことだが、学問的研究は常に、研究する人間と研究される対象の二要素からなっていることを述べたあと、従って以下の叙述を「研究レヴェル (research revel)」と「対象レヴェル (object level)」に分けて行うことを明言する。つまり、学問と価値の関係の考察が、この二つのレヴェルにおいてそれぞれなされることになる。

かくして以下の点が問題とされる。

一、研究レヴェルで、正当でない (illegitimate) とみなされる

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

るべき価値要素があるのか否か。あるとするならばそれはどのような価値であり、またいかなる意味で正当でないのか。言い変えると、科学的研究は、研究レヴェルで、ある特殊な価値要素が必然的にその外に置かれるという形で定義されるのか否か、ということである。

二、右の問いと対をなすものだが、科学的研究は一定の価値要素を含む形で定義されるか否か。定義されるとするならばその要素は、定義の不可欠な部分であるのか否か。

三、対象レヴェルにおいて、科学的研究は価値要素を含むのか。価値は科学的研究の対象となるのか。なるとするならばそれはいかなる価値なのか問われる。

まとめると、一は「わゆる「価値自由」の問題であって第一章で扱われる (Values as a problem of scientific inquiry: value freedom)」。二は「価値関係」の問題であって、第二章で扱われる (Values as a precondition of scientific inquiry: value relation)。三は「価値分析」の問題であって、第三章で扱われる (Values as an object of scientific inquiry: value analysis)。そして以上の問題に関連して次の第二章が付加される。第四章で理念型が、「道具 (instrument) として用いられる価値」の一例として扱われ (Values as an instrument of scientific inquiry: the ideal type)。最後の第五章で、「社会的な価値方向づけの縮図たる政治 (politics) の概念が、それ自体独立して、また対極概念たる科学的研究との関連の中で取り扱われる

(The complementary relation of values and scientific inquiry: politics and science)。以上が全体の構成である。では以下にまず第三章の内容全体を要約する。その後、それにについて若干の検討を試みる。

二 ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」

ウェーバーの時代には、価値が科学の対象になることそれ自体はもはや真剣な反対には会わなかった。また価値分析論は価値自由論のような複雑な方法的議論の洗練を含まず、また理念型の場合のように新たな概念の定義の問題でもなかった。従ってこの問題を扱うウェーバーの態度は、例えば「価値自由」論などに比べて、論争的でなく (less polemical) 詳細であり (more detailed)、積極的内容をもつ (more constructive) ものである (ただしこれは価値分析の内容について言うことであらう)。その限界 (limits) についての見解は研究結果の価値自由性についての彼の一般的立場の一部をなすものであり、従って論争的な活気をもって定式化されている。価値分析の問題にありうべき重要性は、従って、方法的な前提や位置 (status) といった抽象的な点にあるのではなく、それが生み出しうる具体的な成果 (results) にある。

ではこの価値分析は、学問的研究の場を離れることなくどこまで展開されるか。

ウェーバーによれば価値の学問的取り扱いは「その存在の事

実……その実際の、推定的根拠……その結果と表現可能性」その原理的及び実践的な整合性 (die Tatsache ihrer Existenz, …… die vermeintlichen oder wirklichen Gründe derselben, …… ihre Erfolg und Erfolgchancen, …… ihre "prinzipiellen" und "praktischen" Konsequenzen) (Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924, (以下 GASS. と略記) S. 431) を明らかにしようとする。

右の「原理的」整合性を明らかにしようとするのは、価値をその理論的な相におおって (in their theoretical aspect) つまり理念 (Idee) として扱うものである。アレクサンダー・シエルトリングの表現を用いるならば「我々の意欲の理念の意味を解明する (Durchleuchtung des idealen Sinnes unseres Willens)」 ("Wissenschaftslehre", 1934, S. 22) である。これをいっしょに同じヴェーヘルティンクの命名を借りて価値論的価値分析 (axiological value analysis) と呼ぶことにする。

次に「実践的」整合性を明らかにするというのは、価値を右のように単に理念としてではなく、実践的な目的 (practical goal) として設定することから生ずる経験的な帰結を扱うものである。これを以下では目的論的価値分析 (teleological value analysis) と呼ぶことにする。

以上二つの価値分析がそれぞれ第一節・第二節で考察され、第三節では、この二種の分析を同時に行なう統合的価値分析 (combined value analysis) が、第四節では、価値の存在の原

因と結果を分析する「説明的」価値分析(“explanatory” value analysis)が考察される。(なおブルーンは第五節として、価値分析に密接に関係する価値葛藤(value conflicts)という思想を検討しているが、これは価値分析固有の問題ではないので、本稿ではその紹介・検討は省略する——山田)

第一節 価値論的価値分析(axiological value analysis)
ワグネルは(ワグネルが)価値判断(Werturteil)‘目的(Zweck)’価値公理(Wertaxiom)‘理念(Ideal)’などの語を指しているのがみな「研究者によって蒸留される、概念的分析の純理念的対象(ein rein ideelles, von…… Forscher destilliertes Objekt begrifflicher Analyse)」(Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre (3 ed.; ed. J. Winckelmann). 1968. (Zur GAW. 略記). S. 346.)とみなされ、分析の対象とされる。

1. 内容(Content)

具体的な目的や価値判断を前にして価値分析がなすことは、「それらの基礎にある(なごしありうる)諸理念を提示し、それを論理的コンテクストの中で展開すること(Aufzeigung und logisch zusammenhängende Entwicklung der “Ideen”, die dem konkreten Zweck zugrunde liegen oder liegen können)」(GAW. S. 150)である。ワグネルが「理

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

念」の語で指しているのは、後に見るようなありうべき「究極的」価値の全体ではなく、おそらく個人なり集団なりが意識的に(conscious)いだく動機のみであろう。(例えば「重要な立法問題は可能な限り全て、国民投票で決定する」という政治目標から、一つのありうべき究極的な理念として取り出されるルソンの「一般意志 la volonté generale」の思想のときものである。)大まかに言うならば、ワグネルが想定しているのは、主に、社会政策の理論と結びついた多様な「イデオロギイ」についての体系的議論のように思われる。彼がこのような意識的価値分析のありうべき対象とした理由は、それが歴史の中で行動の推進力として機能してきたという、歴史的的重要性に求められるであろう。(たとえば今日、中国とソ連の共産主義の行動の違いを理解したいと望むなら、当然、それらを動かしている異なる意識的動機を価値論的に分析する関心が生じるだろう。)この意味では、この分析は、第四節で取り扱われる「説明的」価値分析の予備作業をなすものであるといえよう。

とまれ、ここでの関心の焦点は具体的な価値・目的ではなく、それらが理論的に遡源される理念の体系である。しかしこの作業で取り出される理念は、あくまでも意識的かつ明確に表現されている(conscious and explicit)理念体系であり、「究極的」理念に比してその抽象度は低い。この意味での作業は一定点以上進むことはできないものである。つまりこ

の作業は具体的目標設定の動機についての体系的・徹底的な価値分析の中途にあるものである。

従って次のような作業がなされねばならない。「具体的な目的のもつ構造と、その意識的あるいは無意識的な諸前提 (concrete goal structures and their conscious or unconscious premises)」を追求するものである。

この作業の第一は、対象たる具体的評価から遡源されうるだろう複数の可能な究極的公理 (various possible ultimate axioms) を列挙することである。これにより当の具体的評価や目的は、そこから理論的に取り出されるところの究極的な公理体系の中に位置づけられることになる。これはウェーバーが「究極の意味構造 (letzte sinnhafte struktur)」（GAW, S. 508）と呼ぶものであり、以下これを垂直的構造 (vertical structure) と呼ぶことにする。

この垂直的構造の分析の効用は次の三つに分けて考えられよう。まず一般的に言って、評価する当事者がいわば無自覚的、衝動的な価値判断を下しているために、その基礎にありうる、より上位 (higher) の前提に全く考慮を払っていないという場合には、これを教えることができるだろう。これは究極的価値として唯一可能なものが取り出されるケースであるが、これに対して複数の価値公理が考えられるという場合、分析には次の二つの効用がある。一つは、当事者がこのような複数の価値公理の取り出し可能性の事態を自覚していない時にはそれを教える

るし、また正しく、しかしその中の一つの究極的価値にのみ、自からの目的を関連づけているという場合には、他の究極的価値との関連可能性を教えることができる。もう一つは、右の場合と異なり究極的価値と論理的に間違った関連づけを——ある部分において——していたという場合にはこれを正すことができる。

右のような垂直的構造の提示の次になされるべき分析は、この垂直的構造と別の価値公理（及びそこから取り出される具体的評価）との関係を吟味することである。これにより、特定の評価的態度をとることによって我々が暗黙のうちにいかなる価値体系を支持しているか、そして他のいかなる価値体系を斥けているかがはっきりと理解される。「汝がこの立場をとる時、比喩的に言えば、汝はこの神に任せ、他の神を否定する (Ihr dient, bildlich geredet, diesem Gott und kränkt jenen anderen, wenn Ihr Euch für diese Stellungnahme entscheidet)」（GAW, S. 608）ことが明らかになる。このような作業を「水平的価値分析 (horizontal value analysis)」と呼ぶことにする。この作業は関連する究極的諸価値の吟味に始まるものだが、次いでウェーバーは、再びこの価値構造を下降して、当事者に対してその目的・価値判断が他のいかなる具体的態度と調和しているか（いないか）を指摘することを想定している。

この水平的価値分析のヴァリアントとして、「価値自由」論文や「職業としての学問」論文でウェーバーが特に言及してい

るのは、出発点が前述のように垂直的な価値構造ではなく、多数の異なる価値前提によって判断されうる現象である場合である。ここでは分析は、この現象に対する可能な各価値判断の基礎に存在しうる価値公理を全部列挙することである。そしてこの作業は次に、諸々の可能な具体的価値判断を列挙するところまで進みうるだろう。このような分析は、水平的価値分析の拡大版であり、後者の分析出発点が比較的抽象度の低い価値前提(the lower value premises)であるのに対し、出発点が比較的抽象度が高いという点が異なっているのである。この分析は更に、ある一定の価値公理ないし公理結合体を右の現象の全系列(a whole series of phenomena)に適用した時にいかなる具体的価値判断が帰結しうるかを明らかにするところまで進んで完了する。しかしこの時点ではもはや分析は、純価値論的な次元にとどまることはできない。なぜならこの作業の成功のためには、「実践的評価に際して一般に考慮されねばならぬ経験的事実の、可能な限り包括的なカズイステイク(möglichst erschöpfende Kasuistik derjenigen empirischen Sachverhalte, welche für eine praktische Bewertung überhaupt in Betracht kommen können) (GAW. S. 510) (要するに経験科学的な知識)が、必要となるからである。

水平的価値分析が特に重要な意味をもつのは、分析の対象となる具体的価値判断が二個以上の価値公理から取り出される場合である。この時、この諸公理間の葛藤を説明するということ

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

は、ある種の選択ないし妥協という形で「解決」が必然的に求する、目的構造における潜在的な非合理性を当事者に教えるという、直接的効用をもつだろう。

二、機能(Function)

ウェーバーはこのような価値論的価値分析を、価値判断の批判(criticism of value judgements)とみなし、この分析の本質的目的とみなしている(「客観性」論文、他)。その批判的機能の第一は、水平的価値分析が、理論的・仮説的な次元に限定されることなく、実際に分析者自身が、対象となっている価値と葛藤する一つ(ないし二つ以上)の価値にコミットしているといった場合に直接的である。つまり何よりも分析者自身に彼の価値の価値論的位置を教えることになるわけである。

しかしながらウェーバーが、少くとも水平的価値分析において、対象についての分析者の実践的な価値判断定式化の能力を必須の(necessary)条件としたことは異論の余地なく認められるとしても、実際に(actually)それを定式化することも必須の条件とした、つまり、分析の作業が分析者自身の価値判断の表明を含むとみなした、とまで言うことはできないであろう。それは価値分析の有益な手段ではあっても不可欠な前提条件ではない。この点でのウェーバーの原理的立場は一貫している。このことは次の文章が証明している。「我々はそのような議論(研究者の理想に基づいてなされる「積極的」批判)を

「科学、だといつてもりはない」(GAW. S. 157)。ウェーバーが認めた価値論的価値分析の批判的機能は、実践的なもの (practical) ではなく科学的なもの (scientific) であり、積極的なもの (positive) ではなく弁証的なもの (dialectical) なのである (GAW. S. 151. GASS. S. 417)

次に問題となるのは、特定の評価・目的設定が「非整合的 (non-contradictory)」であるかどうかは、どのような意味かということである。ウェーバーは価値論的分析の機能を論じる場合、常に、具体的な評価・目的の整合的な、垂直的価値構造を明らかにし、水平的分析によってそれらの相互両立性を吟味する可能性を強調する。このような「意欲されたものの内的無矛盾性の原理によって理念を吟味する」と (eine Prüfung der Ideale an dem Postulat der innern Widerspruchslosigkeit des Gewollten) (GAW. S. 151) による場合の「内的無矛盾性」の意味は何か。またこの非整合性の証明が、具体的な評価・目標との関連の中で批判的機能をもつのはなぜか。

これは次のように説明できるだろう。

水平的価値分析は、当事者に彼の設定した具体的目標の変更を促しうるだろう根本的価値葛藤を意識させるのだから、それ自体批判的要素を含んでいるとは言えるだろう。しかしこのような態度変更が可能となるためには、当事者が、水平的分析によって提示される初発の具体的目標がもつ究極的価値公理とは相入れない、別の究極的価値公理を、あらかじめ積極的なもの

(positive) とみなしていたということが前提となるだろう。このように、同一人が、いさぐ具体的評価とそれに対立的な諸公理とをつき合わせるにより、その結果、批判は、「汝は今、今まで汝を導いてきた究極的価値と相入れない行動をしている」という形をとる。これは疑いもなく同一人の中の非整合性の暴露である。

しかしこの「批判的機能」は直接に機能するのではない。そこに前提が含まれていることが指摘されねばならない。つまりこのような批判的機能が果たされるためには、当事者が、整合的な行動をする (acting consistently) ことに積極的価値を認めている——義務としている——ことが必要である。

しかしながら、この前提条件の完全なる実現は現実においては疑問なのである。というのは右のような意味での非整合性は、価値論的文脈における完全に理論的なもの (purely theoretical) であり、実際の困難をひきおこすものではなく、いかにある。つまり既述のように、相対立する二つの価値が実現される、それも同時に実現されるという事態すらありうるのである。

次にこの行動の整合性ということから、別の、そして唯一一つの批判的機能として次のことが指摘できよう。すなわち具体的評価が、——故意にはないが——それとは矛盾する他の価値公理にも正当に (properly) 適用可能な言葉で提出されているという場合、それを正すことができる。しかしこれは「民主主義

義」「進歩的」「自由主義的」といった、価値を担った名称 (axiomatic label) がその建設的合意 (positive connotations) ゆえに切望される政治的実践の世界では重要な意味をもつ批判ではあろうが、つまるところ「正しい表現 (correct labelling)」の問題であり、理論的な関心をひくものではない。

以上は二つ以上の目的と一つの究極的価値公理の関係の場合である。次に単一の評価・目的内部での非整合性暴露の可能性を考えてみるならば、二つのケースが区別される。

一つは垂直的価値分析によって、垂直的構造において具体的な評価が一個の究極的価値からのみ取り出されうることを示される。この場合の批判的機能は二五二ページで述べたことに等しい。

二つ目は複数の、相対立する究極的価値が取り出される場合で、この時の批判的機能は直接に対象となった具体的評価に向けられるものではない。というのはこの場合、当の価値判断は複数の究極的公理と関連しうるのだから、そもそも非整合的であるとは言えない。それどころか同時に複数の正当な (legitimizing) 究極的価値によって支えられているとさえ言えるであらう。従って、非整合性の指摘は、行為当事者の次の (subsequent) それも別の現象に対する、評価に関して批判的可能性をもつことになるであらう。その時に——その時にのみ——既に明らかにされている複数の可能な究極的価値のうちの一つを、新たな価値判断の基礎として選択しなければならなく

なるからである。この場合の批判的機能は、現在の行動との関連で未来の行動の矛盾の可能性を証明するという、いわば仮説的な (hypothetical) ものであろう。そしてこの批判は結局、同一人物により追求される複数の (仮説的) 目的のつき合わせの作業であり、前述のものと同様、整合的行動の価値の承認がその前提となっていることは言うまでもない。

ではウェーバーはこのような価値前提、つまり批判のもつ仮説的性格、を明言したのだろうか。また価値論的非整合という批判は、それ自身学問的拘束性をもつ (scientifically binding in itself) と主張したのだろうか。これが問題である。

ウェーバーが科学に究極的諸価値間での正しい選択の権利があるとは認めなかったことは周知の通りである。しかし彼は他方、個人は対立する究極的諸公理の間でその一つを選択しなければならぬ、すなわち首尾一貫 (整合) しなければならぬ (should be consistent) ことを要求しつつも (GASS, S. 417)。しかしまたそのような選択をそれ自体——つまり価値論的整合性——は意欲・意志の問題であって経験的知識の問題ではないとも主張している (GAW, S. 151)。ウェーバーのこのようなあいまいさはどのように説明しうるだろうか。

「職業としての学問」論文に次のような文章がある。「これこれの実践上の立場は、これこれの究極的世界観上の根本態度……から、内的な整合性をもって、従ってまた自己欺瞞なしに、その本来的意味をたどって取り出される……」 「汝らが自

分に忠実である限り、必然的に汝らは、意味上、これこれの究極の内的な整合性に至らなければならない」(GAW, S. 607)。この文章は、ウェーバーが価値論的整合性に学問的支柱を与えよと主張しているのではない、という解釈を支持するように思われる。そこで用いられている「自己欺瞞なしに」や「自分に忠実に」という語は倫理的含意をもっているのだが、同じ論文の中で彼は学問の「倫理」、すなわち学問を職業として選んだ人間の義務について語っている。その義務の一つは「知的誠実 (intellektuelle Rechschaffenheit)」である。「自分自身に忠実」であることを欲する人間は、彼の具体的な評価的態度が常にあるこれの究極的価値との葛藤を生むであろうことを承認しなければならない。しかしながらウェーバーにおいて、この知的誠実の要求が客観的拘束力を持つ (objectively binding) とはどこにおいても述べられていない。学問的価値を否定し、それを無視して行動する人間に対して、学問が知的不誠実であることを指摘することはできても、それを間違っている (wrong) と証明することはできないのである。

かくして結論はこうなる。論理的整合性の要求はウェーバー自身によってしばしば自明のものとして扱われ、積極的な倫理的価値を認められた前提ではあるが、それはあくまでも彼の「立場」であって、学問的に証明可能なものとみなされていたわけではない。先のウェーバーの見解のあいまいさは、ウェーバーが自己の価値判断と科学的言明を区別することに困難を覚

えていたことの実現なのである。

価値論的分析の批判的機能の実現が更に前提として含んでいるのは、究極的価値それ自体が細部まで定義されている (defined in detail) ことである。そうでなければ、具体的評価から究極的価値公理が内的整合性をもって遡源されることはできないだろうからである。そのためには価値公理が、そこに合意されているところの、そしてそれが関係するいかなる現象にも向けられるところの、具体的態度を正確に表現しうるように定式化されていなければならない。事実ウェーバーは「整合性 (Konsequenz)」 「整合的 (konsequent)」 という語を、具体的評価と究極的価値の関係を指すためにだけでなく、価値公理それ自体にも用いている (「価値自由」論文)。「特定の究極的価値公理が、しかもそのみが、現実の事態の実践的評価の基礎とされるとするなら、そこから評価的態度決定にとって生じるであろう諸結果を、演繹すること (Deduktion der "Konsequenzen" für die wertende Stellungnahme, welche aus bestimmten letzten Wertaxiomen folgen würden, wenn man sie, und nur sie, der praktischen Bewertung von faktischen Sachverhalten zugrunde legt)」 (GAW, S. 510) が行われるには、公理の内容が曖昧でないこと (unambiguous) が前提となっていなければならない。(ただし、このことは究極的価値の抽象度が比較的低いことを意味している。例えば宗教や政

治といった抽象度の高い究極的価値公理から特定の具体的な実践的評価をとり出すことはできないだろうから)

三、妥当性 (validity)

既に述べたようにヴェーバーは価値論的分析の批判的機能を「学問的 (Scientific)」と呼んでおり (二五二ページ)。(このことは彼がこの分析の結論が拘束力をもつ (Binding) ことを認めていたことを示しているだろう。「客観性」論文においては、それは経験科学の拘束力に等しいとさえ明言されている (GAW. SS. 155-156)。(ハンス・アルバートによれば、「客観性」論文から「覚書 (Gutachten)」(一九一三年)までのヴェーバーは、価値分析を論理学的分析 (Logical analysis) とみなし、従って「それは論理学的妥当性による妥当性をもつ (Sie gilt kraft der Geltung der Logik)」(Gutachten S. 100) と述べている。これに対し「価値自由」論文では「論理学的」の語は全て削除されるか、「意味に従って (dem Sinn nach)」とか「意味的に (sinhaft)」等の表現に置き換えられるかしているという。

(“Theorie und Praxis. Max Weber und das Problem der Wertfreiheit und der Rationalität” 1967)。しかしこれは価値についての哲学を「論理学的 (Logik)」とみとめる無批判的な分類を、より中性的な用語たる「意味 (Sinn)」に置き換えるように思われる。)

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

第二節 目的論的価値分析 (teleological value analysis)

価値論的分析が概念的・理論的視角 (conceptual and theoretical aspect) から扱うのに対し、目的論的価値分析は価値を経験科学的に、当事者が生ぜしめようとする具体的な目的として扱うものである。

一、内容

この分析の第一の作業は、設定された目的達成のために必要な手段を明らかにすることである。ここで手段は二つに分けて考えられる。というのは、この手段についてのヴェーバーの扱いには強調点の一定の移動を認めることができるのである。「客観性」論文においては、あらかじめ決定されている目的に対して、与えられた手段がふさわしいか否か、つまり充分な手段 (sufficient means) が問われている (GAW. S. 149)。これに対し例えば「価値自由」論文においては、もし目的が達成されうるとするならば、その場合の不可欠な手段 (necessary means) は何かが問われている。そのような手段が見出されない場合には目的が変更されることが最初から予想されているということである。(この点には第三節でもう一度、ふれられる。)

さて、手段が確定されたとするならば、次になされるべき第二の作業は、そのような手段によって目的が達成された場合に引きおこされるであろう付随的結果を吟味することである (こ

の段階では、手段についての前述の二つの区別は消滅してゐる。「充分な手段」は既に「不可欠な手段」とみなされて、用いられることが決定されており、その上で、その付随的結果が吟味されるということだろうからである。

さてこの付随的結果の分析には前提がある。それは、いかなる行為も、直接目ざされ、予期されていた結果の他に、それとは異なる付随的結果を生み出す、ということである。この事態はウェーバーによって、(リッカートから借りてきた)「現実の無限の混沌 (the infinite multiplicity of reality)」という思想の特に好例をなすものとみなされている。ウェーバーにとってこれは争う余地のない原理であった。(この点も第三節で改めてふれられる)。

分析の第三の作業は、達成された目的それ自体が生み出すであろう実際の帰結を確定することである。(GAW, S. 312. SS. 510-51)。

二、機能

ウェーバーは目的論的価値分析にいかなる批判的機能をみとめたか。価値論的分析が純弁証的批判によって具体的価値判断の価値論的整合性を検証しようとするのに対し、目的論的分析による技術的批判は目的の達成可能性という目的論的整合性を検証しようとするものである。

この技術的批判は次の場合に目的の変更をひきおこす可能性

をもつ (GAW, SS. 510-511)。すなわち、目的論的分析によって明らかにされた、所与の目的の達成手段が、現実中存在しない(当事者の利用しうる手段がない、あるいはある時期に、あるいはまた、いつでもどこにも、ない)という場合である。また、目的が多かれ少かれありうべからざる (improbable) 状況のもとでしか可能でないという場合である。次に考えられるのは、目的に対する不可欠な手段が、確実に、あるいは多かれ少かれ蓄然性をもって、その目的の実現を妨げるような付随的結果を生み出すというケースである。ウェーバーがロバート・ミヒェルスにあてた書簡の一節はこれを指摘している(一九〇八年二月九日付)。「真に大がかりなストライキは、(敗北したハンブルクの港湾ストのように) 労働組合運動のみならず、全ての階級運動を一年、いや一〇年後退させる……」

ところでこのような批判的機能には前提がある。それは、目的を設定した行為当事者が、その達成を現実に望んでいる (actually want) ということである。その意味は、当事者が、あらかじめ表現不可能であることがわかっている目的にトライして、時間・精力・費用等を無駄にすることを望まないということであり、従って、企てへの「投資」の意欲はその成功のチャンスと軌を一にしているということである。ここでは存在前提(「表現は不可能」)が当為結論(「企てるべきでない」)と、ほとんど不可避的に連結している。だからこそ、目的の実現は不可能であるという目的論的分析の結論が、目的それ自体への批

判を意味しているのである。

しかしもちろんこれは学問的次元で「正しい」連結とは言えない。「価値自由」論文でウェーバーは、目的論的批判の仮説的性格を強調している。何らかの新しい事実——ここでウェーバーはある種の發展傾向を論じている——が、目的の実現を、ありうべからざるものにするところがある——成功のチャンスという点で評価されるなら、その行為を不毛のドン・キホーテ的愚行のように見せさせてしまうという具合に——。しかしながら、いかなる学問をもってしても——経験的、非経験的を問わず——この場合目的を放棄すべきか否かに答えることはできない。

また次の事実にも注目しなければならない。

一、たとえ達成不可能とみなされた目的であっても、それを追求することによって、その目的それ自体ではなくとも、それに近接した目的が達成される場合がある。初発の実現不可能な目的への固執が、新たな、しかも初発のものに可能な限り近似的な目的の達成の不可欠な手段となるわけである。これは偉大な業績をあげた個人について経験的に確認される事実である。

二、サンジカリストがその好例であるが、理論的にはある目的の実現を志向していると解釈しうる行動をとりながら、実際には外的な(external)結果を全く志向していない行動がある。それはコミットそれ自体の真正さ(genuine)の内的確信を証す明べくなされる行動であり、外的結果の実現チャンス李志

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

向しない。この行為は、「心情価値」によってのみ動機づけられており「結果価値」に動機づけられていない。従って目的論的分析にかけられる意味をもたないものである。つまり目的論的分析によって実現不可能たることが指摘されても、それは当事者にとって何ら目的を変更する理由にならない。この場合に意味をもつのは価値論的分析のみである。

かくして先に述べたように目的論的批判は決して絶対的なものではなく、それが機能する前提は、当事者が目から設定した目的を完全に(一、どのように近似的でなく)、そして実際に(二、どのように外的結果を無視するのではなく)、実現することを欲しているということである。

三、妥当性

ウェーバーは、目的が所与の場合には、一定の手段を多かれ少かれ「正しい(correct)」と呼ぶことは正当である(legitimate)ことを認めていた、この場合、手段の確定は因果認識(A)によってBが生じた)を逆転したものにすぎない(Bを実現するためにはAという手段が用いられねばならない)。故にこの手段確定の認識の客観的妥当性は経験科学的認識のそれに等しい。

この場合の客観的妥当性の前提は前述した批判的機能の前提と同じである。一、目的追求の意欲の存在。目的が確定されていること。二、手段の比較考量の基準となる合理性の技術的諸原理(スピード、安全性、完全性、等)の優先順位が決定されて

いる」と三、目的の合理的 (Rationally) 追求の意欲の存在。

第三節 結合的価値分析 (the combined value analysis)

価値論的分析により価値論的不整合性が、目的論的分析により技術的葛藤が証明される。しかしこの二つの分析は、それぞれが切り離されて考察される場合には、部分的なものにすぎず、批判的機能もそれぞれの機能に人為的に限定されている。二つの分析は同時に用いられてはじめてそれが本来有している比重と重要性を完全に発揮することになる。これが結合的価値分析 (combined value analysis) と呼ばれるものである。

この分析は、「目的批判の最も複雑な形式の吟味 (an examination of the most complex form of goal criticism)」をなすものであり、基本の作業は目的論的分析であるが、目ざすところは価値論的分析である。目的実現の企てはいかなる価値葛藤を生み出すかということが問題とされるのである。

この分析は次の通り行われる。まず、目的論的分析によって達成可能な目的のために不可欠なものとして確定された一定の手段それぞれ自体について、それを究極的価値と関係づけてその垂直的価値構造を明らかにし、それを当事者の究極的諸理念とつき合わせる。これはウェーバーの「心情倫理」についての議論と密接に関係している。例えば民主主義を奉ずる政治家が、独裁者との交渉を、たとえそれが民主主義の前進という外的結果を生み出すのに寄与するだろうことがわかつているとしても、

拒否するといった場合。この場合には、例えば「良心」という内的基準に手段の価値をつき合わせることで、その結果、「交渉を拒否する」という決定が下されるといふことになる。

分析の第二の作業は、充分にして不可欠な手段から予想される付随的結果の価値と多様な価値構造との関係を明らかにすることである。これによって付随的結果が当事者の理念と調和するか否か——むろん多様な度合ではあるが——が明らかにされるだろう。

まとめると、結合的価値分析は、価値論的批判のように目的それ自体がもつ垂直的及び水平的価値構造を明らかにするだけではなく、目的実現のための運動の全系列 (whole sequence of moves) のもつ垂直的及び水平的価値構造をも明らかにし、それを究極的価値公理とつき合わせて、目的に対する最終的判断の用意をなすものである。かくして結合的価値分析は、根本的な政治問題を定義するに他ならぬ次の二つの問いに答えようとするものであるといえるだろう。「目的は手段を正当化するか」、「目的は付随的結果を正当化するか」。

もちろん右の問いに答えねばならぬ必然性というものは科学的に証明することはできない。ある前提がこの問いと答えの必然性を生み出す。価値論的分析の前提が価値論的整合性であり、目的論的批判の前提が外的結果の考慮であったのに対し、この結合的価値分析の前提をウェーバーは「責任 (responsibility)」に置いている。「……責任をもって行動する人間が自己反省をす

る場合、自己の行為の目的と結果の交互の考量ということなしにすまされえなく (an der Abwägung von Zweck und Folgen des Handelns gegeneinander (Kann) keine Selbstbesinnung verantwortlich handelnder Menschen vorbeigehen) (GAW, S. 150)

結合的価値分析の前提条件をなしているのは、「世界が倫理的にみて非合理的である (ethical irrationality of the world)」(GPS, S. 541) ということである。因果的・目的論的に不可避な手段の価値が、その目的の価値内容と矛盾しないという保証は存在しない。倫理的に善き目的のための手段が倫理的に善い手段であり、また倫理的に善い付随的結果を生むという保証はない。因果的必然性と価値論的整合性は衝突しうる。さればこそ目的 (及び付随的結果) は手段を正当化するか否かが問題となるのであり、目的論的分析と価値分析を結合すること、すなわち結合的価値分析が重要な意味をもつのである。(ただ、このような「世界の倫理的非合理性」の想定は決して、価値論的体系と目的論的体系が、あらゆる地点で衝突する——例えば、悪しき手段のみが善き結果を生む、ということごとき——ことを意味してはいないことは、もちろんである。)

ところでこの倫理的非合理性の思想が特に重大な意味をもつことになるのは、それが前述のごとき「事象の全関連性 (All-zusammenhang alles Geschehens)」という想定と結びつく場合である。ここから帰結することは、一つの行動は予期され意

欲された結果を生み出すということ以上に、更に、その結果は、予見不可能な領域、直接意欲されたものを超える領域に入り込むということである。もちろん世界が倫理的に合理的であるならば、たとえ倫理的な手段から予見不可能な結果が生じても、それは倫理的にみて問題のある結果とはならないだろう。

しかし世界の倫理的な非合理性を前提とする以上、倫理的に問題のある結果が生じうる。ということは当然、結合的価値分析がいかに詳細に行われても、予見不可能な結果のもつだろう価値論的位置を、あらかじめ全面的に明らかにすることはできない、ということになる。行為の最終結果は意図と正反対になりうることに、正確にその方向を予見することも、この進行を妨ぐこともできないということ、これをシュルティングは——極限のケース、すなわち正反対の結果を生み出すケースを指して——「結果の迷説 (Paradoxie der Folgen)」(「Wissenschaftslehre», SS, 42-52) と呼んでゐる。

さて、ウェーバーは以上三つの分析が、所与の状況における行為の前提と帰結とを過不足なく理解するために必要であると考えたのだが、彼は「職業としての学問」論文の中で、この三分析を、その内容と機能によってだけではなく、その固有の尊厳 (dignity) によってランクづけを行っている。

そこで最も低い位置に置かれたのは「生・外的事物及び人間行為を計測によって支配すること」技術的知識 (technical knowledge) を与えるにすぎない経験的分析、ここではまず目

論的価値分析であった。そしてまた結合的価値分析は、このような技術的知識の提供にとどまるものではないが、しかしウェーバーによれば、選択状況が手段・目的・付随的結果相互の経験的関係によって定義されているという意味では技術的知識の領域——具体的な目的の承認・排斥という実践的意図——に限定されている。

かくして最も高い位置に置かれたのは、純然たる価値論的分析である。それは、目的を決してその経験的な存在不可能性を根拠に、あるいは望ましからざる結果をひきおこすことを根拠に、批判するのではなく、そのような経験界での意味を超越したところで、目的を一定の価値の具現物として扱うものだからである。彼によればこの種の分析のみが「当事者の行為の究極的意味についての情報 (Rechenschaft…… über den letzten Sinn seines [the acting person's] eigenen Tuns)」(GAW, S. 608)と、純理論的知識を与えることができる。

そしてこのようなランクづけは次のような含意をもっている。目的論的及び結合的価値分析が生み出す技術的知識は、それが与える物質的優位 (material advantage) との関係でのみ価値あるものとみなされるのに対し、価値論的分析は完全に非実践的価値論的なものであって、実践的利益に由来しない価値をもつ知識を与えるものである。ここにウェーバーは価値論的分析の倫理的機能をもとめていたのである。そして彼がこの倫理的機能から帰結することの一つとして、前述の行為者の高度

な責任 (responsibility) を考えていた (GAW, S. 608) ことには大きな意味がある。というのは、つまりこの「責任」は、目的論的分析及び結合的分析を、その批判的含意が物質的優位を与えてくれる場合のみならず、他ならぬ自分自身の物質的利益と対立するという場合にもまた、正当なものであることを承認するために必要な資質なのである。それは「技術的」世界にとどまっただけでは行使する機会をえられぬ資質なのである。

この思想はウェーバーの中でゆっくりと展開され、最終段階の方法論文においてはっきり定式化されるに至ったものである。前にもふれたように「客観性」論文や「シュタムラー」論文においては、分析の出発点においてすでに目的は確定されており、その実現のために「充分な手段」が問われ、またその付随的結果が問われた。従ってそこでなされる分析は基本的に目的論的なものであった。しかるに「価値自由」論文では、出発点において目的が絶対的に固定されているのではなく、仮説的に設定されているのであり、その目的の達成に「不可欠な手段」が問われ、その付随的結果が問われる。この場合、目的的価値が問われることになり、当然目的の変更もなされるのである。これは分析の出発点の、技術的なものから価値論的なものへの、すなわち究極的価値公理の考慮への、決定的な移動である。

第四節 「説明的」価値分析 (the "explanatory" value analysis)

価値の学問的取り扱いの可能性は、以上の三つで尽くされてはいない。というのは、価値がいかにして(how)いだかれるようになり、そしてまたそれがいかなる結果をもつかということが考察される必要があるが、これは既述の三分析では答えることのできない問題だからである。ある価値へのコミット(例をとると、刑法の自由化に徹底して反対する保守派)の原因は、価値論的分析の教えるその究極的価値公理(例えば法と秩序の原理)につぎることはめったにないのであって、本人の個人的経験(権威的な教育、暴力による損害等)から生ずることがある。またある価値へのコミット(例えば西独政府によるハルシユタイン条約の放棄)の結果は目的論的分析が教える結果(連邦共和国はもはや、民主共和国を承認する国とは自動的に外交関係を断つというような行動はとらないだろう)とは、異なるだろう。

価値が、その価値的、目的的な性格への顧慮なく、単に経験的事実として扱われるこの分析についてウェーバーが方法論の中で述べている個所は少いのだが、価値へのコミットの原因については唯一つはっきりとした言及がある。

「特定の評価的立場を個人的、社会的、歴史的な被制約性から経験的心理的および歴史的に研究することによって到達されることは、その立場を理解しつつ説明する以外のなにもでも決してない。……この理解的説明はまた、(一)行為の実際の究極的動機を知るために人間の行為について経験的因果考察を行う

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

ために、(二)だがまた、(実際に、あるいは見かけ上)評価を異にする人と議論する場合、相対立する実際の評価的立場の探究にどつても、学問上極めて重要なものがある。(Durch empirisch-psychologische und historische Untersuchung eines bestimmten Wertungsstandpunktes auf seine individuelle, soziale, historische Bedingtheit hin gelangt man nun und immer je zu irgend etwas anderem, als dazu: ihn verstehend zu erklären.…… Sondern es ist auch wissenschaftlich höchst wichtig. 1. für den Zweck einer empirischen Kausalbetrachtung menschlichen Handelns, um dessen wirkliche letzte Motive kennen zu lernen, 2. aber, wenn man mit einem (wirklich oder scheinbar) abweichend Wertenden diskutiert, für die Ermittlung der wirklichen gegenseitigen Wertungsstandpunkte)」(GAW. S. 503)

この「価値自由論」論文における説明は、価値論的、目的論的、結合的な価値分析を越えて、因果説明の領域に入り込んでいる。更に「理解しつつ説明する」という語は、この分析が、価値判断が単に説明されるのみならず、「理解」されたり「直観(Intuition)」されたりすることが不可欠の一部をなす、そういう特殊な因果分析であることを示唆している。これは既述の三分析を補充するものであるのみならず、それから独立した(competit)ものと見なされるべきである。明らかにそれは目的論的分析のように行為を説明し、価値論的分析のように現実

の (actual) 評価を明らかにすることが想定されているものだからである。

既述の三つの分析の批判的機能は、行為当事者がそれを考慮しないでいたとするならば態度の変更をせまらざるとうところの無数の経験的事実、概念的事実の吟味に基づいている。つまり当時者の側での一定の無知 (ignorance) が前提となっていた。しかしこれはまさしく日常的な状態と言いうるものであろう。すなわち価値論的に完全に明らかにされ、目的論的にも正しく考量された行為というごときものは極限型とみなされるべきものである。従って現実の行為の理解——なぜその立場にコミットするのかの認識——のためには、心理学的説明 (psychological explanation) が付加されねばならない。これによって (目的論的分析が与える) 経験的構成と (価値論的分析が与える) 概念的構成を補充しなければならぬ。

この分析は派生的に、価値論的分析に対して重要性をもつ。つまり価値的分析によって行為者の具体的価値判断が真に意味しているところを明らかにし、それと違ったふうに見えるのは「誤まり」であるということを描するだけでは、完全に当事者に役立つとは言えない。彼を実際に (actually) 導いている究極的価値 (価値論的に見るとそこから「間違つて」具体的評価がひき出されてきたところの究極的価値) を指摘することが必要だろう。それがこの心理学的分析の仕事である。

またこの分析は目的論的分析にも意味をもつ。すなわち正し

い目的論的構成のみをもってしては、通常、なぜそのような行為をとるのかを説明することはできない。この目的設定それ自体の実際的原因の説明のためには、右のような心理学的説明に着手されねばならない。この説明は、具体的ケースで働く目的論的・価値論的な「推論の錯誤 (fallacy)」についての知識を必要とし、またその錯誤を特に生み出しやすい状況についての知識を必要とするものであり、従って分析者に検証可能な仮説さえ与えるものであろう。

三 ブルーンの「ウェーバー価値分析論」の分析

以下ブルーンの議論について、紙数の制約上、主に結合的価値分析の意味と、それに密接に関係している責任論理、心情論理の意味について、若干検討してみたいと思う。前者は価値分析作業の最終目標の確認であり、後者は価値分析の限界が行為の倫理をどのように規定するかについての私見である。

「はじめに」で述べたように、ブルーンの議論の核心となっているのは、結合的価値分析が、独立に、しかも価値分析作業全体のゴールとして扱われたことであり (説明的価値分析は、価値を単なる経験的事実として——その当為的性格を無視して——扱かうものであるから、ここでは度外視してよい)、しかもそこで責任倫理と心情倫理の関係にふれられているということである。そのことによって責任倫理と心情倫理の差違と共通

点が、浮き彫りにされていると思われる。

まず価値分析の目標について。

価値分析作業の要点は、それが行為者の目的に価値を変更改せる場合、その根拠をどこにもつかないことである。

ブルーンの議論をごく簡単にふりかえっておくと、価値論的分析によって目的が変更されるのは、目的に内在する価値論的構造（垂直的構造）が整合していない場合である。つまり目的の価値と行為者の究極的価値公理とが論理的に整合していない場合であり、同一人の二つの目的設定が同一の究極的価値価値公理から演繹されえないような場合である。

次に目的論的分析の場合には、目的は、その実現のための手段がなかったり、あってもそれがもたらすであろう付随的結果が目的の実現それ自体を妨げるようなものである場合に変更を促がされる。（このような場合の手近な例として、大河内一男「社会科学入門」（弘文堂書房、新版一九七一年）所収の「ウェーバーとマルクス」における説明を挙げておく。そこで、氏が論じているのは、第二次大戦中の我が国における社会学者の「戦争批判」のあり方についてである。

「戦争」それ自体に序する超越的批判がもはや不可能となった時点では、「いわば技術的とも称ばれるべき批判の態度」（p. 29）のみが可能であった。つまり戦争自体は既定の事態として前提とされた上で

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

一、戦争のための国家の政策、「例えば労働政策、文化政策、増産政策などの非科学性と非合理性が指摘され、目的に対する手段の不適性という観点から主として批判が行われた。」（p. 58～59）

二、戦争の進行がいかなる付随的結果をひきおこすかが指摘された、「例えば、消費材の縮少再生産の必然性、国民の生活水準の低下等」。（p. 59）

むろん、このような技術的批判は、あくまでも目的は前提とされているのだから、原理上戦争それ自体に対する批判ではない。しかしながらこの分析が「暗黙のうちに企図していたこと」（同右）は、「目的に対して手段が合理的または科学的でないこと、具体的に言えば、日本の軍部が抱いていた膨大な戦争計画に対して、日本の経済はこれを物的に担うだけの実力を持ってはいない、ということ、また近代戦は単なる精神力や観念論の教説を以っては賄い得ないこと、換言すれば、それは戦争遂行能力の経済的限界を超えたものだ」という点を指摘するための努力であったといえよう」（p. 59）

これは要するに「戦争に対する消極的なプロテストを代表するものとしての『技術的批判』」（p. 60）なのであった。）

しかしこの二つの分析は相互に必要である。この二つが別々に用いられると、例えば価値論的分析によってその価値が行為者の究極的価値と整合していないことを指摘されるような目的でも、目的論的分析によってその目的を実現可能とする手段の

確認という形である正当化を与えられるだろう。また逆に、目的論的分析によって実現のための手段が存在しなかったり、その表現をばむ事態を生み出すごとき手段しか存在しないことを指摘されるような目的も、価値論的分析によって究極的価値との整合性を確認されるという形で、ある正当化を与えられるだろう。

このような事態を妨ぐためには、前の場合には目的論的分析が前提としたその目的を価値論的分析にかけ、後の場合には価値論的分析が前提とした目的を目的論的分析にかけることが必要となるのである。しかし、それだけではない。それだけでは、まだ二つの分析の批判的機能は完全に発揮されるに至らない。

ブルーンの言うように、政治問題の根本的な問いは、単に、目的は究極的価値と整合しており、更にその目的の実現のための技術的手段が存在しているか、ということではない。最も重要な問いは、右の問いを前提にしつつも、まさにその手段の内在的価値が、またその手段が生み出すであろう付随的結果の内在的価値が、究極的な価値といかなる関係に立つかということである。目的は必ずしも手段を正当化しないし、また付随的結果を正当化しない（もちろんこの「正当化」は価値論的にみても「正当化」という意味である）という思想が真の政治家の——「責任」ある政治家の——出発点なのである。

これを具体的に言うならば、目的論的分析が明らかにした諸

要素について、それを価値論的に考察する作業が究極的に必要となるのである。その結果、手段の価値、付随的結果の価値が究極的価値との関係において余りに大きな矛盾を持つと判断されるような場合には、目的が変更されることになる。これがブルーンの言う結合的価値分析の批判的機能なのである。

結合的価値分析は、まず、目的論的分析の教える手段の内在的価値と行為者の究極的価値とをつぎ合わせる（後に論じることになるのであらかじめ一言しておくならば、この局面が心情倫理が本質的に必要とする価値分析である。これをとりあえず「結合的分析の一」と呼んでおく。）次に予想される付随的結果に内在的な価値と究極的価値とをつぎ合わせる。（「結合的分析の二」と呼んでおく。）

このように手段の価値と付随的結果の価値が究極的価値との関係において検討されるということは、単なる価値論的価値分析から見ると、それが究極的価値と整合的であることを認めた目的でも、他の要素の価値、すなわち手段の価値及び付随的結果の価値との関係の中で検討し直されるということであり、単なる目的論的分析から見ると、目的に対し不可欠なことが確認された手段及びそれが生み出す付随的結果が価値の面から改めて検討されるということである。

価値論的分析は目的の価値と究極的価値の整合性を問い、目的論的分析は目的の実現のための手段と付随的結果の技術的考慮をなす。しかるに結合的価値分析は、目的・手段・副次的結果

・究極的価値、この四つの要素の価値論的關係を検討するものであるということが、確認されねばならない。

この結合的分析が、価値分析全体のゴールである。言いかえるとウェーバーの政策論的思惟の本質は、右のような四つの要素を考慮しつなされる価値判断(の検討)なのである。

ウェーバーの政策論的思惟について、それが目的を前提にした上で諸々の現実的諸条件を確認するだけの「技術的批判」にすぎない、目的・価値そのものは批判できないものだという指摘がなされることがあるが、(右に挙げた大河内氏の説明も、ウェーバーの「没価値」性の名のもとに説明されている)しかしブルーンの叙述はそのような解釈を全面的に否定するものである。価値分析全体のゴールは技術的批判・目的論的分析が明らかにした要素を加えた上でなされる価値論的分析なのである。今一度要約を引くならば、結合的価値分析は「目的実現のための運動の全系列のもちうる垂直的ないし水平的価値構造をも明らかにし、それを究極的価値公理とつき合わせて、目的に対する最終的判断の用意をなすものである。」(p. 253)

ここでブルーンの議論の中で完全には納得しがたい個所にふれておきたい。それは彼が結合的価値分析の節で、三つの分析に関するランクづけを論じて、ウェーバーが最も高い権威を認めたのは、価値論的価値分析であったとしている個所である。

ブルーンによれば、三分析のうちウェーバーが最も権威を認

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

めたのは、経験界を超越したところで目的を価値の具現物として扱う価値論的価値分析であったという。これに比べると目的論的分析や結合的価値分析は、外界のコントロールという技術的知識、目的の検討という実践的意図を本質とするところの、要するに経験界に限定されているものにすぎない。

少くともこの解釈には一定の留保が必要だろうと思われる。何よりもそれがブルーン自身の叙述と完全には調和しないという意味で。

まずブルーンが参照を指示している「職業としての学問」におけるウェーバーの議論を簡単にふりかえってみよう。(GAW. S. 607-608)

ウェーバーによれば、学問はまず、外界の事物や人間行為を予測によってコントロールするための技術的知識を与え、次いで思考法の道具を与え思考訓練をなすことができる。

次に科学は「明晰さ」を与える。何についての明晰かと言うならば、一つは、ある目的を実現するための不可欠な手段、それが生み出す付随的結果についての明晰な意識である。そして「明晰」の第二として、学問は「これこれの実践上の立場は、これこれの究極の世界観上の根本態度……から、内的な整合性をもって、従ってまた自己欺瞞なしに、その本来の意味をたどって取り出されるのであって、決して他のこれこれの根本的態度からは取り出されない」ということ(die und die praktische stellungnahme läßt sich mit inner konsequenz und

also : Ehrlichkeit ihrem Sinn nach ableiten aus der und der letzten weltanschauungsmäßigen Grundposition, aber aus der und der anderen nicht.] を教える。「各人にそれぞれ、自分の行為がもつ究極的な意味について自己責任を負う (sich selbst Rechenschaft zu geben über den letzten Sinn seines eigenen Tuns)」¹⁾とを教えることができ、これが明晰ということのために学問が為しうる「最後の仕事」であり、同時に「学問のなしうることの限界」でもある。かくしてブルーンは、ウェーバーが価値論的価値分析に最も権威を認めたという結論を引き出しているわけである。

ブルーンのこの結論は、「間違い」なのではない。確かに右のウェーバーの文章は価値論的価値分析を指している。しかしながら、それだけであろうか。次のような結論がとり出されて終わりだろうか。すなわちウェーバーは目的が究極的価値と整合することを何よりも重視したのであり、その実現のための手段及びそれがひきおこす付随的結果の考量（目的論的分析）は二の次であり、更に手段、付随的結果に内在する価値価値が、目的や究極的価値と整合するかどうかの検討（結合的価値分析）もまた二の次である、と。

しかしながらまさにブルーンの価値三分分析の説明からなされねばならぬ解釈は、この価値論的分析は結合的価値分析における価値論的分析だ、ということであろう。単に目的と究極的価値の整合性に終わるのではなく、更に手段と付随的結果を加え

た上での価値論的分析・結合的価値分析こそ最も高い位置に置かれた解釈すべきものである。ウェーバーの引用文中の「實際上の立場」あるいは「自己の行為」を単に「目的」とのみとらえる必要はないのではないか。目的以外に手段、付随的結果を加えた上で、それらが内在させる価値をそれぞれ「立場」とみなして、そこからある究極的な立場が取り出されねばならない、と解釈してよいのではなからうか。

ウェーバーが述べていることをまず大まかに、我々の行為は、そこに内在している価値論的構造という面と、それが生み出す外的結果という面と、両面から考察されねばならない、しかし後者はあくまでも経験界に限定された側面の考察であるが、前者はまさに経験界を超えた「価値」としての側面の分析であり、「行為の究極的意味」の側面の分析である、と整理したあとで、ブルーンの叙述の教えるところに従えば、まさにこの価値論的構造とは、目的と究極的価値構造の関係につきるものではない、と言うべきだと思われる。目的と究極的価値の関係のみを検討する価値論的価値分析ではなくて、単に「目的実現のための運動の全系列」を明らかにする目的論的分析でもなくて、その「全系列のもちうる垂直的ないし水平的価値構造をも明らかにし、それと究極的価値公理とつき合わせ」るような価値論的価値分析、すなわち結合的価値分析こそが学問の「最後の」仕事であり、学問の「限界」をなしており、ウェーバーが最も高い権威をみとめたものだ、と解釈すべきであろう。少くともそ

れがプーンの叙述と整合した解釈であるはずである。(ついでに指摘しておく、プーンの結論に従うならば、ウェーバーが最も重視したのは経験科学ではなくむしろ意味の連関を追求する規範科学だということになるだろう。)

ここで、以上の説明で用いられてきた「究極的価値公理」という語の「究極的」という意味について若干述べておきたい。

プーンは註の中で究極的価値を「他のいかなる公理や目的設定からも論理的に導出不可能な価値」と定義している (C. 180)。これを逆に言うと「ある特定の目的や価値判断から論理的に還元不可能なところまで遡源された価値」ということである。ということとは、行為者が自己の究極的価値であると信じているものを指しているのではない、ということである。行為者が信じていようといまいと、ある目的から論理的にとり出される最後の価値が「究極的」価値なのである。もちろんこの二つは現実同一でありうる。がしかしその場合にも区別されるべき二つのものである。

第四節に説明的価値分析が置かれていることによって、「究極的」価値のこのような意味が逆照明される結果になっていると思われる。説明的価値分析で述べられているのは(本稿では説明的価値分析について独立に論じることができないのでここで簡単に言及するが)ある目的や価値判断を設定した主体の個人的、実際の動機を明らかにする作業である。しかるに究極的

H・H・プーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

価値とは、この、ある目的にコミットした個人的動機とは論理的に区別されるものである。

例えば、「学問をする」という営みに論理的に内在している究極的価値は、主知主義「認識それ自体に意味がある」という立場である。しかるに「学問をする」ことの実際的な動機は、例えば、「生活のため」ということである。前者をとり出すのが価値論的分析であり、後者を説明するのが説明的分析である。

行為者が個人的理由からなしたであろう具体的な価値判断から、その判断に論理的に内在している最後の価値を取り出すことは価値論的な分析の仕事である。論理的にはある特定の究極的価値から演繹されるだろう具体的な価値判断が、いかなる個人的動機からなされたかを認識するのが説明的価値分析の仕事である。

この二つの仕事はそもそも同じ種類の科学のなしうるものではない。すなわち前者は「妥当する意味の連関をたどる規範的科學」によって明らかにされるものであるのに対し、後者は「存在する事実の連関をたどる経験科學」によって明らかにされるべきものである。(金子栄一、「マックス・ウェーバー研究」創文社 一五一ページ)

ではこのように理解された価値分析作業は行為の倫理——責任論理と心情論理——とどのように関係しうるか。次にこの問

題について、ブルーンの叙述を基にした私見を述べてみたい（このようにことわるのは、ブルーンは第五章でこの二つの論理の關係を論じているので、この価値分析論からのみ彼の解釈について論じることは片手落ちだろうからである。以下は、あくまでもブルーンの価値分析論によつての私の解釈である）。
 まずウェーバーの文章を引用する。

「人格的行為の領域においても、倫理が自分自身の前提から解決することができない全く特殊な倫理的根本問題がある。それはとりわけ次の問題である。キリスト教倫理学者が定式化したような『キリスト教徒は正しく行為し結果は神に委ねる』という公理に従つて、倫理的行為の固有な価値——通常「純粹意志」ないし「心情」とよばれる——だけで行為を正当化するのに充分とすべきか、あるいは可能な、ないし蓋然的なものとして予見しうる結果に対する責任——これは行為が論理的に非合理的な世界にまぎれまがれていることに条件づけられている——が共に考慮するべきか否か（Aber auch auf dem Gebiet des persönlichen Handelns gibt es ganz spezifisch ethische Grundprobleme, welche die Ethik aus eigenen Voraussetzungen nicht austragen kann. Dahin gehört vor allem die Grundfrage: ob der Eigenwert des ethischen Handelns—der ›reine Wille‹ oder die ›Gesinnung‹, pflegt man das auszudrücken—allein zu seiner Rechtfertigung genügen soll, nach der Maxime: ›der christ handelt recht and stellt der Erfolg

Gott anheim‹, wie christliche Ethiker sie formuliert haben. Oder die Verantwortung für die als möglich oder wahr scheinlich vorauszuhenden Folgen des Handelns, wie sie dessen verflochtenheit in die ethisch irrationale Welt bedingt, mit in Betracht zu ziehen ist.）」(GAW. S. 505)

「価値自由」論文中のこの一節は、前者が「心情倫理」、後者が「責任倫理」を説明しているのはいうまでもない。

このウェーバーの説明をブルーンの価値分析論と結びつける、ひとまず次のようになるだろう。

心情倫理は、そもそも自己の行為の外的結果に意味を認めない立場であり、ひたすら手段の内在的価値が自己の究極的価値公理と矛盾していないことのみ意義を認める。この両者が整合していない時にのみ手段が変更される。従つて心情倫理が要求する価値分析は「価値論的価値分析」である。

では、責任倫理はどうか。この立場は、心情倫理と異なつて自己の行為の結果（付随的結果）に責任を認める。従つて当然技術的に適正な手段の考量を必須とする。責任倫理は、手段が存在しないこと、あるいは付随的結果が目的の実現を妨げる、こときものであること、が明らかになつた場合には、目的を変更するに至る。責任倫理の責任とは、何よりも行為によつて生じうる結果に対する責任である。これは要するに、責任倫理は心情倫理と異つて何よりも目的論的分析を必要とするといふこと

である。

ところでこのような目的論的分析の有無が責任倫理と心情倫理を区別するという解釈が、間違ではないが、不十分である。目的論的分析のみで両者を区別することはできない、ということ、ブルーンの価値分析は示唆していると思われる。

ブルーンが示唆していることは、責任倫理は、目的論的分析で事足れりとするもの、結果に対する責任のみを意味するものではない。それ以上のものだということである。以下これを説明してみたい。

ブルーンは、結合的価値分析の批判的機能の前提は「責任」であると述べているが、これは何に対する責任であるのか。これを明らかにしているのがブルーンが二五八―九ページで引用している「客観性」論文の文章に先行する次の文章である。

「それによって所期の目的の達成が、予見しうる他の諸価値の毀損という形で何を犠牲にするかを明らかにする。いかなる目的の追求もこの意味で何かを犠牲にするものだから、(責任せよ……) (und damit die Antwort auf die Frage: was kostet die Erreichung des gewollten Zweckes in Gestalt der voraussichtlich eintretenden Verletzung anderer Werte? Da in der großen Ueberszahl aller Fälle jeder erstrebte Zweck in diesem Sinne etwas kostet oder doch kosten kann……)」(GAW, S. 150).

明らかに「責任」とは結果の価値に対する責任である。

H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究

「行為の目的と結果の交互の考量」ということが単に、可能な限り「時間・精力・費用等」を有効に使いうるための考量を意味しているなら、当然この文章は目的論的分析の個所で引用すべきものである。そしてまた、この結果の価値ということ、は、「所期の目的の達成」が特定の手段及び付随の結果と結びついて実現するものである以上、単に実現された目的と究極的価値だけの価値論的關係を指すのではなく、手段、付随的結果を加えた、四つの要素の価値論的關係であると考えられるだろう。

責任倫理は「結合的価値分析における価値論的分析」をその究極の作業としている。ブルーンの表現を使うなら「結果の倫理(責任倫理)は結合的価値分析の中で考慮されている倫理的合理性と因果的合理性の結合(combination)を基礎としている」(原書 p. 184)。目的論的分析が技術的に整合的であることを確認した手段、付随的結果、目的を、究極的価値とつき合わせて、それらの変更に至りうる立場である。責任倫理とは、結果に対する責任であるだけではなく、更に自己の究極的立場に対する責任で(も)あるということである。責任倫理を奉ずる人間は決して究極的価値を必要としないのではない。

そうでなければ責任倫理は所与の目的への目的論的批判、いわゆる「没価値的技術的批判」にとどまり、支配的な価値体系への技術的適応を教える現状容認のイデオロギーにすぎなくなるだろう。責任倫理は所与の目的達成のための手段を自己の究

極的価値の立場から批判しうるものである。ブルーンの言うようにそれは「目的論の具体的誘惑に抗する」ものであり、(原書 p. 175)、「技術的世界」を出ない人間には充分に行使することの出来ない資質(同上)なのである。

これをごく大まかに一般化するならば、責任倫理に立つウェーバーは、ブルジョア階級に属してはいたが、その利益の擁護を超えうる立場に立っていたということが出来るだろう。このことを指摘する次の文章は、右のブルーンの指摘する資質と対応しているとみなしうるだろう。

「ウェーバーにとっての基本的価値は良心の自由というものであったわけで財産の安全ということは二次的になってきません。ということとは、そこだけ云えば、これは原理としましては、正義というものと財産というものが矛盾し、乗離をしながら対立してきて、どうしてもどちらかに行かなくてはならないという時、どちらに行くかということが問題になってくれば、その場合、彼は正義をとるといことです。そうすると、かりにそのために市民的所有関係をかえねばならないという状況が考えられるとするならば、そういう状況においては彼は原理として所有関係の変更に反対はしないことになるというわけです。」

「私が彼はブルジョワ思想家だが、ブルジョワジーの利益に仕えるイデオロギーではないと云うのは、このことなのです」(安藤英治「ウェーバーと時代」一四七ページ、創文社)

結果に対する目的論的考慮のみで足りるのは責任倫理ではなく、いわゆる「現実政治」である。ウェーバーは「彼の時代の現実政治に、責任倫理のカリカチュアを見た」(レイモン・アロン「現代ドイツ社会学」秋元・河原・芳伸訳、理想社、一五二ページ)のである。

従って心情倫理の対極概念はこの「現実政治」であって、責任倫理ではない。ウェーバーは「職業としての政治」論文の中で、心情倫理と責任倫理の二つを同時に考慮する人間が政治を職業となしうると説いているが(「心情倫理と責任倫理は絶対的な対立をなすのではない。むしろ両者は相互に補い合って、政治への天職」を持ち得る真の人間を作り出す)、これは誤解をまねく言い方であった。心情倫理と現実政治を総合した責任倫理が政治への天職を持ち得る人間を作り出す、と表現すべきであったと思われる。

以上がブルーンが示唆する——と私が考える——責任倫理と目的論的分析の関係である。

では責任倫理は心情倫理とどこで区別されるのか。また心情倫理と目的論的分析はどのような関係に立つのか。これが次に検討されなければならない。

ブルーンは「結合的分析の一」、すなわち手段と究極的価値のつき合わせの説明において、心情倫理の問題ときわめてパラルルなものであることを指摘しつつ、外的結果を無視して手段自体の価値に従って行動する政治家について説明している。彼

(政治家)は自己の具体的な目的(民主主義)の価値と自己の究極的価値公理(例えば「良心」とが整合しているか否かを検討し(価値論的価値分析)、自己の手段(独裁者との交渉の拒否)が、いかなる付随的結果を生み出すか(民主主義の前進をもたらさぬ)を検討し(目的論的分析)、ついで自己のその手段の内在的価値(独裁者の存在をみとめない)と究極的価値(「良心」との整合性を検討する(結合的分析の一))。ここで、彼は結論として、この手段の価値と究極目的の価値と究極的公理の整合性に従って、「良心」―「民主主義」―「独裁者との交渉拒否」行動することを選ぶ。その付随的結果の価値(民主主義の前進をもたらさぬ)がこれらの価値と矛盾することを無視するわけである。従って「結合的分析の二」の作業は彼にとって意味をもたない。これが心情倫理の政治家である。そしてまさにここで心情倫理と責任倫理が分かれることになる。責任倫理(の少なくとも一つのあり方)は、ここで付随的結果(民主主義の前進をもたらさぬ)と他の三要素の価値との非整合性を根拠に入れて何らの形で独裁者と交渉するという手段を選ぶだろう。すなわち「結合的分析の二」の作業が意味をもつ。

要するに「結合的分析の二」の作業に意味をみとめ、行動の究極の根拠の一つとしてそれを取り入れるか否か。ここに二つの倫理の分岐点がある――というふうにはブルーンの叙述は解釈できると思われる。目的・手段・究極的価値の価値論的整合性を根拠に行動するのが心情倫理である。目的・手段・付随的

(実際の)結果・究極的価値の価値論的關係を検討しつつ行動するのが責任倫理である。

通常「心情倫理」と呼ばれるのは、右の心情倫理の系列から外的結果・目的への顧慮が最初から放棄されて、自己の究極的価値との整合性の考慮のみで手段が選ばれるに至るものである。右の例で言うならば「民主主義」という現実的、な目的がそれ自体無意味とされ、ひたすら「良心」という究極的価値からのみ手段が意味づけられる。

以上の私の説明をまとめると心情倫理と責任倫理の關係は次のようになる。

- a、単純化された心情倫理・自己の究極的価値と手段の価値の整合性のみの考慮。
- b、政治における心情倫理・自己の究極的価値と手段の価値及び目的の価値、この三つの整合性の考慮。
- c、責任倫理・究極的価値・目的・付随的結果・手段の価値論的關係の検討
- d、単純化された責任倫理・手段と目的の目的論的整合性のみの考慮。「現実政治」。

この二つの心情倫理の区別は何を意味しうるか。私の言いたいことは、心情倫理bには、通常的心情倫理について(否定的に)指摘されることが必ずしもあてはまらないのではないかということなのである。現実の全体に意味を認めないのではなく、外的な「目的(の価値)」を行動の根拠として含んでいる

心情倫理と、最初からそれを度外視している心情倫理は、何よりもそれが内包する経験科学的知識の必要性という点で、違いをもつのではないかということである。

確かに心情倫理も究極的には自己の手段と究極的価値の整合性に従って行動する。結論だけを見るならば、これは心情倫理aと同じである。しかしそれは、現実の目的（民主主義）にまず意味をみとめ、従って目的論的分析によって手段を検討し、しかる後に手段の価値を付随的結果の価値よりも重視するという結論に至る。すなわち目的論的分析を必須のものとしている心情倫理である。経験科学を必要とする心情倫理である。

例えばヴォルフング・シュルプターは「価値自由と責任倫理」と題する論文の中で（“Value-Neutrality and the Ethic of Responsibility.” in “Max Weber’s Vision of History. Ethics and Methods.” Guenther Roth and Wolfgang Schluchter）「経験科学的知識＝価値自由性」を内包しているか否かという点から、心情倫理と責任倫理を区別している。

例えば彼は次のように述べている。

「責任倫理家はその行為から生ずる成果価値を熟慮し、それによってこの行為の表現可能性や結果を顧慮するのに対し、心情倫理家は心情それ自体を、それも結果の計算を度外視して問題にする」。(p. 85)

「心情倫理は、とりわけ暴力をその手段とする政治の領域では、善から悪が生じえ、またその逆も成り立つということを洞

察できないものである。ある特殊な意味においてこの倫理は現実に盲目的なものである。」(p. 88)

学問によって定式化された制約諸条件を考慮するかしないかは行為者の自由にまかされているが、「責任倫理家はこれらの制約諸条件に服し、心情倫理家は服さない。当為は能力に依拠させられるに及ばず。まさにこう特徴づけられるのが心情倫理の格率であるから。しかしそれ故心情倫理家は、学問が担ってきた文化的伝統の圏外に立つ」(p. 86)

「宇宙論的—倫理的な合理主義者は、行為の表現に学問がなしていることについて過大に評価するか過小に評価するか、どちらかである。過大に評価するというのは、学問が究極的価値を承認する (recognize) ことができるのみならずからである。この意味で学問は彼にとって、『森羅万象の全体を有意味的に秩序づけられた宇宙として把握する』(トービッチュ)のに役立つだろう。学問的諸概念は二重の規範、規範的と記述的の機能を持たなければならない。他方、過小に評価するというのは、学問が存在の根拠 (the ground of being) を明らかにしえないことを自明の前提としているからである。科学が明らかにしうる結果にとって、一元的な価値の表現が伴う個人的・社会的犠牲の同定は、信念のための戦士にとって重要ではない。それは世界が非合理的なためであり、それを認めることは心情倫理の純潔をけがすだろう。逆に責任倫理を取る人は、学問に依拠しているのみならず、その可能性と限界を正しく見つめることを強いら

れているものである。彼は手段・目的の連鎖の経験科学的分析及び行為の公理論的及び認識的、意味的分析をもとにして責任倫理的行動の前提条件をつくり出すところの、相対的に自律的な、そして「価値自由な」学問を必要とするのである。因果関連についてのいかなる客観的知識もない社会においては、厳密に言えば、「責任的な」行動は不可能である」(p. 95)

右のごとき指摘は、心情倫理 a にはあてはまるだろう。これは最初から外的結果それ自体に意味を認めないのだから、「結果の計算を度外視」している。従って善なる手段から何が生じうるかを顧慮しないだろうし、当為は能力と無関係であるとなすだろう。要するに目的論的分析に意味を認めず、経験科学的知識を必要としないといえるだろう。

しかしこれらのことは心情倫理 b についてはあてはまらない。これは結果の計算を度外視するものではなく、善なる手段から悪の結果の生じうることも知らないものではない。要するに責任倫理の行動をとるのに必要な操作や知識を全部援用した上で、結果として手段と究極的価値の整合性を選ぶのである。因果関連に関する客観的知識の成立しえない社会では、責任倫理とともに心情倫理 b もまた可能ではない、といえるだろう。

以上の解釈を私がスケッチしたのは、従来、心情倫理について過度に否定的な解釈がなされてきたと感じるからである。「宇宙論的・倫理的な合理主義」にまでつきつめられた心情倫理(心情倫理 a)は、現実全体をその倫理的非合理性の故に否

定するものであり、外的現実に関きかける契機をもたない、というのは正しい。しかしそれと別に、政治の中で働きうる心情倫理、責任倫理と近接した心情倫理というものを考えなければならぬのではないか、そうでなければ、心情倫理は政治の領域から機械的に排除され、その結果、責任倫理も過度に現実政治的、現実妥協的な方向で解釈されると思うからである。現実には無知であることが心情倫理であり、現実には技術的に適応することが責任倫理であっては困るのである。一方で責任倫理が積極的に価値判断であることを強調し、他方である種の心情倫理が経験科学的知識と無縁ではないことを強調したのは、そのためである。

さて右では、心情倫理が目的論的分析、経験的科学知識を必ずしも必要としないわけではないことを説明したのだが他方、責任倫理は経験科学だけで可能になるものではないということ、今一度述べておきたい。

外的結果を考慮しそれを行動の根拠として積極的に用いるという意味で、責任倫理が心情倫理よりも経験科学的知識とより密接に結びついていることは明らかである。しかしながら経験科学的知識自体が責任倫理を作るのではない。つまり経験科学は責任倫理に立つ人間に決断を前にして考慮しなければならぬ諸事実を教えるが、決断そのものを生み出すものではない。経験科学的知識が与えるのは、決断それ自体ではなく、決断する者が考慮しなければならぬ制約条件である。決断自体は経

験科学の権限の外にある、ということ（責任倫理においても）依然として真理なのである。「魔術から解放された世界では、少くとも、学問によって普及された原則、すすなわち当為は能力を内包するという原則が守られねばならぬ」（シュルプター・ポグ）としても、決して当為＝能力ではない。能力を考慮した上で、自律的に、当為が決定されねばならないのである。

（この態度決定と学問の一般的な関係は、次のシュルプターの表現が明快である「学問の意味は決断のための活動領域を可能にすることもあれば制約することもあるという点に見出される。可能にするという意味は、学問が価値自由原理を適用することによって決断を主体的領域に移すということであり、制約するという意味は、決断を下すものが考慮しなければならぬ制約諸条件を学問が定式化することである。」（p.88））

ウェーバーの思考は全て、価値決定に向かっている。彼の経験科学的活動は価値判断を単なる恣意ではなく、可能な限り客観的にしようという努力である。しかし決して学問領域は、論理的に価値領域に等しいものとはならない。かくして「事実を通った価値」。ウェーバーの活動の全ては、ここに収斂する。単純に「私はこれこれの価値を信ずる」という表現ではなく「私はこれこれの事実を考慮した上で、かくかくの価値を信じる」という表現をとるものである。だからウェーバーが価値を至上のものとしたことは、「知性の犠牲」を意味したのではな

い。知性の機能の果てに、知性の及ばぬ究極の領域＝価値領域が姿を現わすのである。

「生の力である価値評価において、究極のあるものが与えられる。なにゆえに人が価値評価せねばならぬのかということ、決して客観的に理由づけられるものではない。人間はその価値評価を明日なものとし、定式化し、客観化することはできぬが、しかしまずもって価値評価がそこにあり、経験されるのでなければならぬ」（ヤスバース「世界観の心理学」K. Jaspers: *Psychologie der Weltanschauungen*, 1925. S. 220. 訳文は生松敏三氏のもの。「エルンスト・トールピッチェ」科学と哲学の間）（上）未来社、一二八ページ）

最後に右のことに関連して、ブルーンが価値論的分析の説明において、その批判的機能の非実践性、非積極性にふれている点について一言して稿を終えたい。

分析者自身が分析対象たる価値を共有しているとか、分析対象に対する価値判断を下すとかいうことが、それ自体は科学的研究の外にあるというのは、ブルーンの言う通りである（二五一ページ）。（ブルーンは水平的価値分析でこの点を論じているが、価値分析の全体について、それはあてはまることである）それらは研究外的契機、分析者の個人的理由であり、分析結果の認識の客観性とは無関係である。このことはまず確認されねばならない。

しかしながら、分析者を分析にかり立てる本源的動機は、対象が分析者にとって、自然科学の対象のように価値中立的なものではなく、何よりも自己の価値と、肯定的・否定的を問わず何らかの緊張関係の中にあるという事態にあるだろう。対象は分析者にとって、距離を置いた冷静な知的分析の対象である前に、いわば総合的な態度で接せざるをえないものであるということである。従って人間は、認識者となる前に価値判断者なのである。自分の価値判断の対象であるからこそ、それについて知ろうという志向が生まれるのである。そしてその認識を得たことで更に鮮明に定義された対象に対して、一層自覚的ではっきりとした評価がなされるに至るのである。一言で言うならば認識の世界は評価の世界に囲まれているのである。(このように認識はそれ自体自律的な構造(「客観性」)を持つものでありながら、何よりも対象への評価から生み出されるものであり、より鮮明な評価のための手段となる、という事情について私は独立に論じたことがある。「ウェーバーの『意味解釈』論覚書」、『立教経済学論叢』第二五号一九八四年七月)

このような意味では、ブルーンが言及している「実際に分析者自身が、対象となつてゐる価値にコミットしている場合」というのが本源的なあり方なのであり、価値論的分析の批判的機能は、科学の外、人格の中で、「実践的」「積極的」なものになることを志向するものだ、と言わねばならないだろう。このような志向なしに、要するに対象の価値への何らかのコミットな

しに「分析の専門家」に至ることは、過度の専門至上主義のよ
うに思われる。まさに「知的認識が世界観的前提から切り離さ
れることのうちに、学問の技術論的退廃の第一歩がある」(安
藤英治「マックス・ウェーバー研究」未来社一二四ページ)と
言わなければならないからである。

付記Ⅱウェーバーの引用文の訳に際しては、尾高邦雄訳(「職
業としての学問」)、木本幸造訳(「価値自由」論文)
を参考にした。